

Client Alert

15 October 2025

ブラジル特許商標庁が商標手続を更新

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

概要

ブラジル特許商標庁（BPTO）は、商標登録をより迅速かつ客観的、法的に安全なものとするための重要な更新を発表した。主な変更点には、「高い知名度」の証明基準の改訂、審査促進制度（Fast-track trademark examination）の開始、簡易的な異議申立手続の導入が含まれる。

詳細

(a) 高い知名度の認定

2025 年 8 月 7 日より、商標の高い知名度を認定するための新たな基準が適用される：

- **推奨される証拠**：全国規模の市場調査及びイメージ調査、ならびに商標権者が関連性があると判断するその他の資料
- **調査の最低要件**：回答者数 2,000 人以上、全国的な対象範囲、信頼水準 95%、回答への影響なし、申請前 2 年以内に実施、BPTO が定める質問の必須含有
- **認知度の最低基準**：
 - 71%以上：調査結果のみで十分と判断される
 - 61%～71%：追加の強力な補足証拠が必要となる

(b) 商標の迅速審査

同じく 2025 年 8 月 7 日より、BPTO は商標出願に対する審査促進制度を提供する：

- **無料対象**：高齢者、障害者、重篤な疾患を持つ者、または「Inova Simples」制度（革新的スタートアップ向けの簡易制度）下の企業
- **有料オプション（890 レアル）**：戦略的な案件に適用される。例として、先使用権を有する異議申立人、商標訴訟の当事者、加速審査中の特許に関連する製品・サービス、公共の利益または国家的緊急性に関わる案件等が挙げられる
- **処理期間の目安**：最大 2 か月以内

この取組により、BPTO は緊急性や戦略性の高いニーズに迅速に対応し、登録プロセスの効率化を図る。

(c) 簡易異議申立（「Opposition 2.0」）



2025 年 12 月 20 日より、異議申立は産業財産法第 124 条 XIX 項に基づく先登録商標の保護のみを根拠として行うことが可能となる：

- 異議対象クラスにつき最大 5 件の先登録商標を提出可能
- 文章による主張は不可
- 提出されたデータは自動的に検証される
- 処理期間は非異議案件と同様（2025 年の目標は 21 か月）

なお、より複雑な主張や第 124 条 XIX 項以外の法的根拠に基づく案件については、従来の異議申立手続が引き続き利用可能であり、詳細な書面提出や補足資料の提出が認められる。